

6 養護教育相談室の利用状況

心身障害幼児等の教育相談にあたるため、今年度から下記3地区に養護教育相談室を開設し、相談員には各種障害児の教育相談、生活指導等に就けるようそれぞれ5名の経験豊かな教員を委嘱した。

(1) 養護教育相談室の設置場所

- 〒 963—02 郡山市大槻町西の宮西32
県立豊学校内 電話0249 (51) 2081
- 〒 965 会津若松市一箕町鶴賀字下柳原88—1
県立豊学校会津分校内 電話02422 (2) 1286
- 〒 970—01 いわき市平馬目字馬目崎61
県立豊学校平分校内 電話0246 (34) 2202

(2) 昭和53年度相談件数

① 延べ件数

相談室	豊学校	平分校	会津分校	計
件数	197	87	17	301

② 実件数

相談室	豊学校	平分校	会津分校	計
件数	52	11	11	73

③ 障害別件数

視覚障害	聴覚障害	精神薄弱	肢体不自由	側彎症	言語障害	計
17	23	14	12	1	6	73

④ 年齢別件数

年齢	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	14	15	17	19	27	28	32	計
件数	6	6	8	12	11	1	2	2	5	7	3	5	1	1	1	1	1	73

ア 指導計画は、学級の実態に即した指導形態を組み合わせて作成する。

イ 障害の程度や特性に応じて、個別指導をすすめる。

(4) 障害に応じた指導方法・教材教具の開発

ア 障害の程度に応じた指導法の研究に努める。

イ 教科書、その他の既製の教材教具等の効果的活用の研究を図る。

ウ 児童生徒の特性にあった教材教具の創作に努める。

(5) 実態に即した進路指導の充実

ア 全体計画の中に位置づけ、指導の徹底を図る。

イ 自己の障害を理解し、自己の進路を設計できるよう指導する。

ウ 障害の程度、能力、特性をつかみ、保護者、職業安定所、事業所と密接な連絡をとり、指導にあたる。

(6) 養護学校教育義務制の趣旨普及

ア 広報活動により、養護教育への理解と共感を深める。

イ 各学校の全職員が地域社会の啓発にあたるようにする。

ウ 養護教育研究諸団体、各種親の会等との協力による啓発を推進する。

7 福島県在宅心身障害児巡回訪問指導員の設置

(1) 設置

心身障害のため学校教育法第23条及び第39条3項により、就学義務の猶予又は免除を受けた在宅学齢児童生徒に教育の機会を与え、教育的な指導訓練を施すため在宅心身障害児巡回指導員（以下「訪問指導員」という）を毎年度、別に定める計画により、必要と認める教育事務所におく。

(2) 訪問指導員の任用

① 訪問指導員は、次に該当する者のうちから福島県教育委員会が任命する。

ア 小学校、中学校いずれかの教諭免許状を有し、原則として教職経験のある者

イ 心身障害児教育に関し、深い理解と熱意を有すると認められる者

② 訪問指導員は非常勤講師とする。

(3) 訪問指導員の任用期間

任用期間は、原則として、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とする。

ただし、再任することができる。

(4) 訪問指導員の職務

訪問指導員は、対象者の家庭を訪問し、次の職務に従事する。

① 対象者の能力、特性に応じ、養護学校学習指導要領に基づく適切な指導訓練の実施。

② 対象者の保護者に対して教育上の相談、助言を行うこと。

③ 対象者の教育指導に関し、市町村教育委員会に対して連絡及び報告を行うこと。

④ その他、対象者の指導訓練に必要な事項

(5) 巡回訪問教育対象者の申請・報告・決定

① 訪問教育を希望する在宅児の保護者は、訪問教育申請書を居住地の市町村教育委員会に提出する。

② 市町村教育委員会は、前項の申請書に基づき在宅児実態調査により調査のうえ、教育事務所長に進達する。

③ 教育事務所長は、前2項により提出された書類を審査し調整のうえ県教育長に進達する。

④ 県教育庁は、前項に基づいて対象者を内定し、市町村教育委員会及び保護者に通知する。

(6) 昭和53年度訪問指導員設置場所別員数・対象者数

設置場所	設置人員	対象者数
県北教育事務所	6名	24名
県中	3	12名
県南	1	4名
会津	3	12
相双	1	4
いわき	4	16
計	18名	72名